

(公 印 省 略)

分医発第3753号
令和8年2月5日

各郡市等医師会担当理事 殿

大分県医師会
常任理事 三 島 康 典

「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針の
一部改正について」の一部訂正について

標記指針の改正については、令和7年12月4日付分医発第3071号にてご案内
しましたが、厚労省より新旧対照表の誤りに対する訂正の事務連絡が発出された旨、
日本医師会から別紙のとおり連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療
機関に対する情報提供についてご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

日医発第 1747 号(健Ⅱ)

令和 8 年 2 月 3 日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会 常任理事

黒 瀬 巖

[公 印 省 略]

「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針の一部改正について」
の一部訂正について

今般、厚生労働省より本会宛に標記の事務連絡が発出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡は、令和 7 年 11 月 28 日付日医発第 1412 号(健Ⅱ)にてご案内しました「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針の一部改正について」に添付した「新旧対照表」について、誤りがございましたので、別紙のとおり訂正するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する情報提供についてよろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 8 年 1 月 30 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

発出した通知の一部訂正について

令和 7 年 11 月 27 日付けで「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針の一部改正について」（令和 7 年 11 月 27 日付け健生発 1127 第 2 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）を発出したところですが、本通知に添付していた新旧対照表について、誤りがございましたので、別紙のとおり訂正いたします。

御了知の上、関係各位に周知する等、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

(誤)

改正後	改正前
<p>6 緩和ケア研修会の修了証書</p> <p>(1) e-learning 修了証書の交付について</p> <p>e-learning 管理責任者は、e-learning 修了者に対して、(様式1)に準拠したe-learning 修了証書を当該修了者の画面上に表示させる<u>こと</u>。当該修了者は、これを<u>出力</u>することで修了証書の交付を受ける<u>こと</u>。集合研修の受講希望者は、集合研修の申し込みの際は、e-learning 修了証書又は e-learning 修了証書の ID 等を集合研修事務担当者へ送付しなければならない。また、集合研修事務担当者は、<u>当該受講者の e-learning 修了証書の交付日が集合研修の予定日から2年以内であること、当該受講者に必要な履修科目を履修していることを確認しなければならない(医師・歯科医師の受講者については、医籍番号を確認し、医師免許を取得後に e-learning を受講していることも併せて確認すること)</u>。</p>	<p>6 緩和ケア研修会の修了証書</p> <p>(1) e-learning 修了証書の交付について</p> <p>e-learning 管理責任者は、e-learning 修了者に対して、(様式1)に準拠した e-learning 修了証書を当該修了者の画面上に表示させる。当該修了者は、これを<u>印刷</u>することで修了の交付を受ける。集合研修の受講希望者は、集合研修の申し込みの際は、e-learning 修了証書又は e-learning 修了証書の ID 等を集合研修事務担当者へ送付しなければならない。また、集合研修事務担当者は、<u>送付された</u> e-learning 修了証書の交付日が集合研修の予定日から2年以内であることを確認しなければならない。</p>

(正)

改正後	改正前
<p>6 緩和ケア研修会の修了証書</p> <p>(1) e-learning 修了証書の交付について</p> <p>e-learning 管理責任者は、e-learning 修了者に対して、(様式1)に準拠した e-learning 修了証書を当該修了者の画面上に表示させる<u>こと</u>。当該修了者は、これを<u>出力</u>することで修了証書の交付を受ける<u>こと</u>。集合研修の受講希望者は、集合研修の申し込みの際は、e-learning 修了証書又は e-learning 修了証書の ID 等を集合研修事務担当者へ送付しなければならない。また、集合研修事務担当者は、<u>送付された</u> e-learning 修了証書の交付日が集合研修の予定日から2年以内であること、<u>当該受講者に必要な履修科目を履修</u></p>	<p>6 緩和ケア研修会の修了証書</p> <p>(1) e-learning 修了証書の交付について</p> <p>e-learning 管理責任者は、e-learning 修了者に対して、(様式1)に準拠した e-learning 修了証書を当該修了者の画面上に表示させる。当該修了者は、これを<u>印刷</u>することで修了の交付を受ける。集合研修の受講希望者は、集合研修の申し込みの際は、e-learning 修了証書又は e-learning 修了証書の ID 等を集合研修事務担当者へ送付しなければならない。また、集合研修事務担当者は、<u>送付された</u> e-learning 修了証書の交付日が集合研修の予定日から2年以内であることを確認しなければならない。</p>

改正後	改正前
<u>していることを確認しなければならない</u> （ <u>医師・歯科医師の受講者については、医籍番号を確認し、医師免許を取得後に e-learning を受講していることも併せて確認すること</u> ）。	